

第 1 章

障がい者福祉計画の概要

第1章

障がい者福祉計画の概要

1 計画見直しの趣旨

近年、障がいの重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活できるまちづくりが求められています。

国においては、平成14年12月に「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」が策定され、障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現をめざすことがうたわれています。

また、障害者自立支援法に基づき、障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重、市町村を基本とする仕組みへの統一と三障がいの制度の一元化、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備を基本理念に、障がい福祉サービスの充実が求められています。発達障がいのある人については、平成17年4月から発達障がい者支援法が施行され、発達障がいの定義と法的な位置づけが明確にされ、支援の充実が図られています。

このように様々な制度改正が行われている中で、特に、障害者自立支援法に替わる新たな法律として「障害者総合福祉法（仮称）」の整備が進められ、共生社会の実現、保護の対象から権利の主体への転換、地域で自立した生活を営む権利など、平等性と公平性の確保が求められています。

また、地域における救急医療の問題や年金制度の問題など、東日本大震災に伴い、社会保障・生活保障といった面で市民の不安がより一層増大しています。このことから、総合相談支援体制の確立など「公助」はもちろん、当事者グループや住民同士の理解・助け合い・支え合いなど、「自助」、「共助」との協働による、地域福祉の視点がますます重要になっています。

愛知県（以下、「県」という。）においては、平成12年度に「21世紀あいち福祉ビジョン」、平成23年6月に「あいち健康福祉ビジョン」が策定され、障がい者施策を含めた健康福祉施策を総合的に推進しています。

津島市（以下、「本市」という。）においては、平成9年度に「津島市人にやさしい街づくり基本計画・津島市障害者福祉計画」、平成18年度に「津島市障害者福祉計画」を策定し、障がいのある人の福祉向上に努めてきましたが、障がい者を取り巻く社会情勢が大きく変化しています。また、障害者自立支援法において、市町村におけるサービス種類ごとの必要量の見込みと見込み量確保のための計画「障がい福祉計画」を推進してきました。

こうした障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応するとともに、より具体的で実効性のある施策を実施していくために、「津島市障がい者福祉計画」の見直しを行うとともに、障害者自立支援法に基づく「障がい福祉計画」を盛り込んだ「津島市障がい者福祉計画・障がい福祉計画」の策定を行うものです。

2 検証の結果

現行計画の見直しにあたって、計画の方針のもとに、どのように推進が図られているかに主眼をおいて検証を行いました。

① 啓発広報活動の推進

障がい者が安心して生活できるまちづくりを進めていくためには、市民の障がいに対する関心や支え合いの意識を高めることが重要であり、子どもの頃からの福祉教育の充実が必要となっています。

② NPO・ボランティア活動の支援

平成22年度に策定した地域福祉計画に基づき、地域活動を推進していくことが重要であり、活動を継続できるように、人材の育成・発掘に努めることが必要です。

③ 相談体制・情報提供の充実

法改正による相談支援事業の再編に対応し、身近な場所で障がいのある人が相談を受けやすい支援体制や権利擁護（成年後見制度等）の充実が必要です。

④ 保健・医療の充実

高まる医療ニーズに対応して、医療機関、保健所等と連携し、精神疾患に関するところの健康相談の充実や難病相談などの体制整備が必要です。

⑤ 福祉サービスの充実

障がい福祉サービス事業者の不足や地域格差などの問題や、利用者の固定化を解消するとともに、地域で自立した生活を送るため、利用者の高齢化、重度化や、医療的ケアに対応したサービスの充実が求められています。

⑥ 保育・教育の充実

保育士、教職員等が障がいについての理解を深め、障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもに対する個別指導の充実が必要です。子どもの障がいを受け入れられない保護者に対する支援や長期休業中の児童及び生徒の日中活動の場を確保についても検討が必要です。

⑦ 雇用・就労の促進

市内の企業に障がいに対する理解を普及啓発し、障がいのある人が働きやすい環境づくりを促進するとともに、関係機関と連携し、障がいのある人の雇用を支援する体制の構築が必要です。

⑧ スポーツ・レクリエーション・文化活動の支援

障がいのある人が障がいのない人と同様にスポーツ・レクリエーション・文化活動に参加できる環境づくりや情報発信の工夫、ボランティア等の人材育成が必要です。

⑨ 生活環境の整備

公共施設や公共交通における設備などについて、障がいのある人への配慮が一層求められています。

⑩ 防災・防犯対策の推進

災害時要援護者台帳への登録を引き続き推進するとともに、災害時の避難所（福祉避難所）などの支援体制の構築が必要であり、さらに交通安全や消費者相談等の取り組みを啓発していく必要があります。

3 計画の基本理念

本市では、現行計画において、誰もが地域の中であたりまえの生活が送れる社会を目指す「ノーマライゼーション※」と一人の人間として人間性の回復を目指す「リハビリテーション」の理念に基づき進めてきました。

障がいのある人が社会の一員として、不当な差別を受けることなく、人権が尊重され、住み慣れた地域で自立した生活が送れるような社会を築いていくことが求められます。

今回の計画見直しでは、現行計画を踏襲し、障がいのある人をはじめ誰もが地域とともに生き、ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現をめざすことを基本理念とします。

**障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、
ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現**

※ ノーマライゼーションとは、障がいのある人もない人も同じように暮らせる社会があたりまえの社会であるという、社会福祉の基本となる考え方。

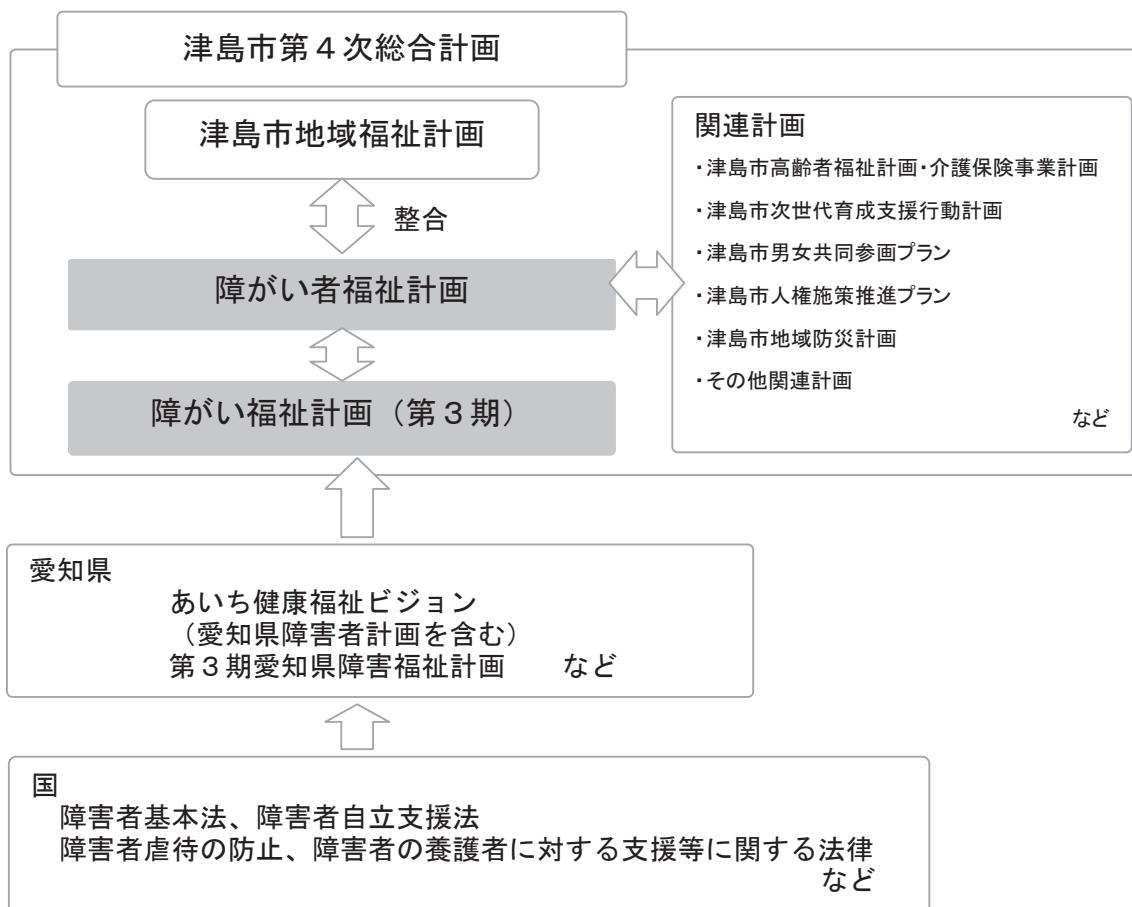
4 計画の性格

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」及び障害者自立支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」と位置づけます。

計画の内容については、国や県の計画を踏まえるとともに、市の上位計画である「津島市第4次総合計画」をはじめ、「津島市地域福祉計画」などの関連する計画との整合を図りながら、障がい者福祉対策に関し、本市が取り組むべき施策の基本的な方向と目標を示すものです。

また、障がいのある人の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を目指して、様々な課題に対応し、行政をはじめ企業、市民がそれぞれの立場で支援に取り組むための指針となるものです。

図 計画の位置づけ



5 計画の期間

障がい者福祉計画の期間は、平成24年度（2012年度）を初年度とし、平成29年度（2017年度）までの6年間とします。障がい福祉計画については、第3期として、平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）までの3か年とします。

なお、障害者自立支援法が平成25年（2013年）8月に廃止となり、新たな法律、障害者総合福祉法（仮称）が施行される予定であるなど、国の法律の動向やその後の社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応するため、期間中であっても計画の見直しを行います。

6 基本目標

本市では、基本理念に基づき、次の基本目標を掲げます。

- (1) 障がいのある人への理解を深める人の輪づくり
- (2) 自立生活を支える基盤づくり
- (3) 社会参加の仕組みづくり
- (4) 安心して安全に暮らせるまちづくり

(1) 障がいのある人への理解を深める人の輪づくり



障がいのある人がいきいきと住み慣れた地域で生活するためには、周囲の人々がノーマライゼーションの理念を理解することが不可欠です。

障がいのある人の地域生活、社会参加のためには、行政の制度だけでなく、地域住民や当事者団体、ボランティア、地域の町内会などが協力して行う地域の支えあいが重要であり、NPOやボランティアなどの取り組みを通して、障がいのある人への支援を協働することが必要となります。

障がいのある人が生き生きと地域の人とともに生活できるように「障がいのある人への理解を深める人の輪づくり」を基本目標とします。

(2) 自立生活を支える基盤づくり



「自分らしい」暮らしを実現するためには、障がいのある人の一人ひとりが置かれている状況や思いを出発点として、生活を支援していくことが大切です。

その人が必要とする情報を提供し、抱えている諸問題に応え、権利擁護（成年後見制度等）の視点にたって積極的に働きかけるとともに、医療を必要とする障がいのある人が増えており、障がいの進行や重度化・重複化を防ぐために、保健・医療との連携が必要となっています。また、障がい者の自立を促すため、選択できるサービスの質や量を充実していくことが求められています。

障がいのある人が身近な地域で支援やサービスを受けやすくなるよう「自立生活を支える基盤づくり」を基本目標とします。

(3) 社会参加の仕組みづくり



障がいのある人が身体的・精神的・社会的にも満足や生きがいをもって生活するためには、生活の質（QOL）及び本人自身のエンパワメント^{*}を高めるため、日常生活においてさまざまな支援が必要あります。そのためには、障がい児は障がいの早期発見・療育・適切な教育支援の充実を図るとともに、生活の場、就労の場や余暇活動などの社会参加の充実などの生涯を通じたまちづくりが必要になります。

障がいのある人が、社会参加に積極的に取り組み、障がいのある人との人がふれあいや交流を深めることができますように、「社会参加の仕組みづくり」を基本目標とします。

※ エンパワメントとは、力をつけることの意味であり、障がいのある人、あるいは、その家族がより内発的な力を持ち、自らの生活を自らコントロールできること、また、できるようになるプロセスのこと。

(4) 安心して安全に暮らせるまちづくり



障がいのある人が、地域生活や自由な社会活動を可能にするためには、住まい・道路・公共施設・公共交通機関など、安心して安全に生活できる環境が求められています。

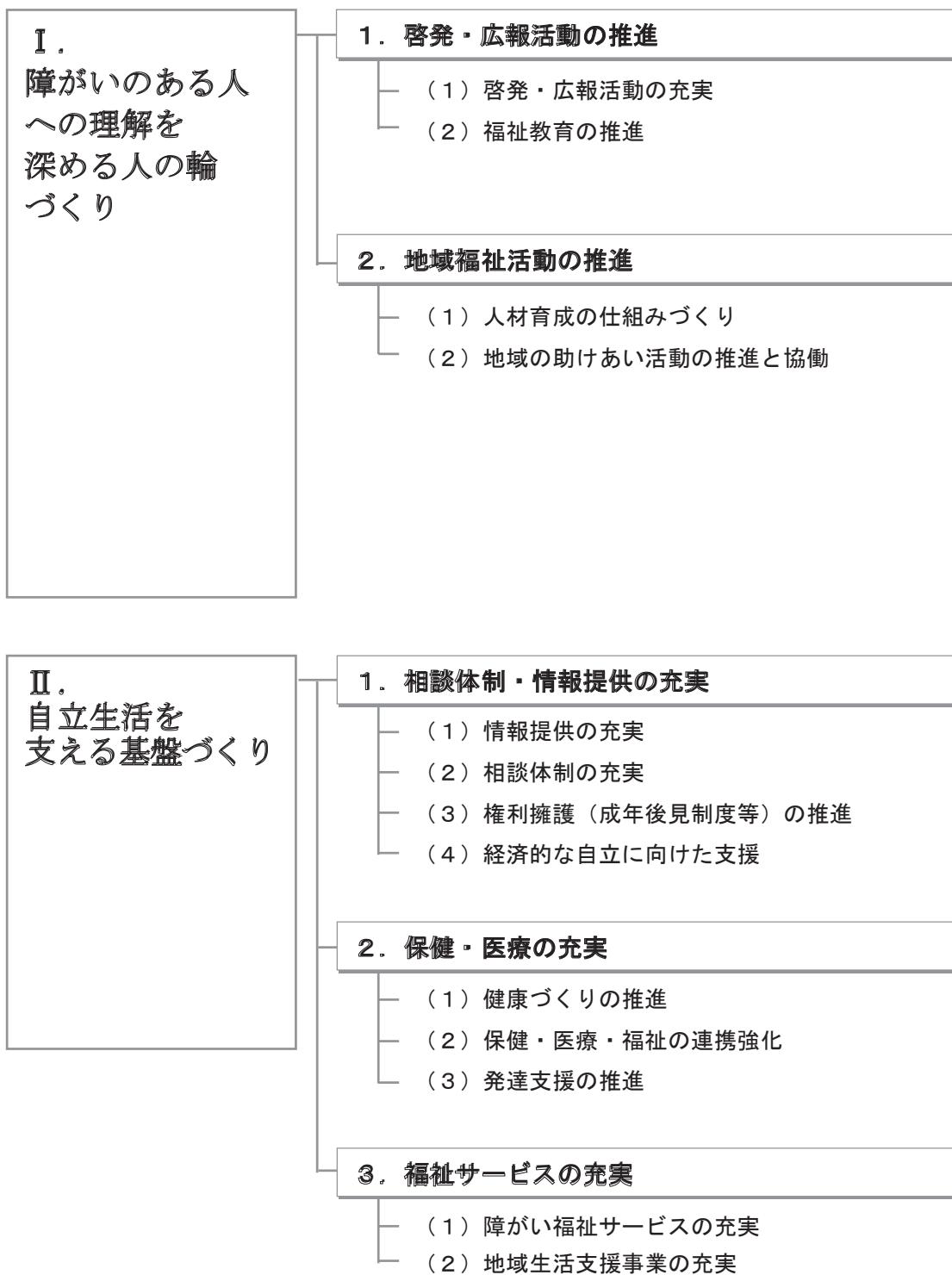
そのために、道路・公共施設などのユニバーサルデザイン^{*1}やバリアフリー^{*2}に配慮するとともに、公共交通や公共的施設等関係機関へ周知啓発を進めます。さらに、防犯・防災・交通安全における対策を日頃から進め、緊急時の対応にも発展するように取り組む必要があります。

障がいのある人をはじめ、誰もが生活しやすくするために「安心して安全に暮らせるまちづくり」を基本目標とします。

※1 ユニバーサルデザインとは、障がいの有無や年齢などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように設計すること。

※2 バリアフリーとは、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。建物内の段差の解消など物理的障壁の除去と、障がい者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的な障壁の除去のこと。

7 施策の体系



III.
**社会参加の
仕組みづくり**

1. 保育・教育の充実

- （1）障がい児保育の充実
- （2）特別支援教育の充実

2. 雇用・就労の促進

- （1）一般就労の啓発
- （2）福祉的就労の場の確保

3. 社会参加活動の促進

- （1）スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実
- （2）文化活動の機会の充実

IV.
**安心して安全に
暮らせる
まちづくり**

1. 生活環境の整備

- （1）住まいの確保
- （2）施設のバリアフリー化の推進
- （3）移動に関する支援の充実

2. 防犯・防災・交通安全対策の充実

- （1）防犯・防災対策の整備
- （2）地域見守り活動の推進

8 障がい保健福祉圏域

県では、12 の障がい保健福祉圏域を定め、保健・医療・福祉の連携を図るため、各分野の施策等に関する連絡調整、意見交換等を行っていきます。

本市は海部圏域に属しています。

表 障がい保健福祉圏域

	圏域	地域
1	名古屋圏域	名古屋市の区域
2	海部圏域	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村の区域
3	尾張中部圏域	清須市、北名古屋市及び豊山町の区域
4	尾張東部圏域	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市及び東郷町の区域
5	尾張西部圏域	一宮市及び稻沢市の区域
6	尾張北部圏域	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域
7	知多半島圏域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町の区域
8	西三河北部圏域	豊田市及びみよし市の区域
9	西三河南部東圏域	岡崎市及び幸田町の区域
10	西三河南部西圏域	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市及び高浜市の区域
11	東三河北部圏域	新城市、設楽町、東栄町及び豊根村の区域
12	東三河南部圏域	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域